（磁気ディスク等による手続）

第十一条の三　特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(い)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(ろ)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

(い)	(ろ)
（略）	
第十条の四第一項の申請書（法第八十五条第三項、第五項又は第六項の規定に係るものを除く。）	別記第四十三号様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類
第十条の四第一項の申請書のうち法第八十五条第三項、第五項又は第六項の規定に係るもの	別記第四十四号様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類
（略）	

2～6　（略）

（権限の委任）

第十二条　法（第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の二第一項並びに第四章の二第二節及び第三節を除く。）、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第五号から第八号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一　（略）

二　法第十二条の二第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第十二条の三第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による交付をすること。

三　法第十二条の二第一項第二号（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第十二条の三第三項第二号（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定をすること。

四　法第十二条の二第三項（法第十二条の三第四項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により返納を命ずること。

五～十二　（略）

十三　令第百四十四条の四第三項（第十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認をすること。

十四・十五　（略）

（磁気ディスク等による手続）

第十一条の三　特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(い)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(ろ)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

(い)	(ろ)
（略）	
第十条の四第一項の申請書（法第八十五条第三項又は第五項の規定に係るものを除く。）	別記第四十三号様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類
第十条の四第一項の申請書のうち法第八十五条第三項又は第五項の規定に係るもの	別記第四十四号様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類
（略）	

2～6　（略）

（権限の委任）

第十二条　法（第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の二第一項並びに第四章の二第二節及び第三節を除く。）、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第五号から第八号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一　（略）

二　法第十二条の二第一項及び法第十二条の三第三項の規定による交付をすること。

三　法第十二条の二第一項第二号及び法第十二条の三第三項第二号の規定による認定をすること。

四　法第十二条の二第三項（法第十二条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により返納を命ずること。

五～十二　（略）

十三　令第百四十四条の四第三項の規定による承認をすること。

十四・十五　（略）